

特定非営利活動法人日本障害者協議会

2014 年度事業計画

日本における障害者権利条約元年である本年、JD は、その基本理念が具現化され、実質を伴うものとなるように事業・活動を計画し、社会的責任を果たしていく。

以下、2014 年度の事業・活動を、委員会（政策委員会、国際委員会(JDF と一体)、企画委員会、広報委員会、情報通信委員会、総務委員会）ごとに整理し、JD 全体として重要な事項と合わせて計画し、実施する。

1. 障害者政策に関する提言・調査および研究

(1) 政策提言の作成

法制度改正に関する国の動向を踏まえ、政策委員会として検討し、提言を行なっていく。特に、以下の諸点を考慮する。

- ① 総合支援法附則第 3 条に言う見直し検討項目の議論に対し、有効な提言を行う。
- ② 障害者差別解消法の基本方針や対応指針・対応要領が議論されていくなかで、そのあり方について、JDF と共に問題提起を行う。
- ③ 社会保障全体が見直されようとしている中、個人が尊重される普遍的な生活保障システムを提言する。
- ④ 昨年度まで行われていたワーキンググループでの積み残し課題を全体で検討する。

(2) 障害者基本計画の検証

昨年 9 月に策定された「第 3 次障害者基本計画」を、障害者権利条約(以下、権利条約)に照らし合わせて検証していくなかで、課題を明らかにしていく。

(3) シンポジウムや学習会等の開催

特に、政策に関する JD 内部の問題や課題の共有化を主眼とした、シンポジウムや学習会等を必要に応じて開催する。

(4) タイムリーな意見表明と要望等の提出

障害者政策委員会はじめ、障害に関するさまざまな国の審議会等の進行や内容に合わせて、政策提言、意見、要望を随時、表明する。

また、法律や制度の改正を求める障害当事者の裁判などを支援し、必要な場合は JD としての意見書や要望書を提出する。

2. 国際活動

(1) アジア太平洋地域におけるミレニアム開発目標 (MDGs) および持続可能な開発目標

(SDGs) は、障害者がめざすインクルーシブ社会の実現に向けて取り組まれるべき重要な課題を包含している。現在は、ポスト MDGs として、SDGs についての検討が始められているが、これを権利条約に準拠して障害者の観点を忘れないように、JDF 等と連携して国

へ働きかけていく。また、民間レベルでも周知され理解を得られるよう啓発運動を展開していく。

(2) 国際連合、アジア太平洋地域における交流

本年度に予定されている以下の会議について情報収集し積極的に関与していく。

- 4月22日・23日 国際防災会議／仙台
 - 5月5-9日 SDG s 第3回報告書交渉会合
 - 5月20日・21日 MDG s ハイレベル会合（南南、参画協力、ICT）
 - 6月2-6日 SDG s 第4回報告書交渉会合
 - 6月10-12日 国連権利条約締約国会議／ニューヨーク
 - 6月17-18日 MDG s ハイレベル会合（人権、法の支配）
 - 6月23-26日 第6回アジア防災閣僚級会議／バンコク
 - 7月14-18日 SDG s 第5回報告書交渉会合
 - 9月上旬 MDG s ハイレベルイベント、国連総会関係イベント
 - 9月15-10月3日 障害者権利委員会
 - 11月26-28日 APDF（アジア太平洋障害フォーラム）会議 in ハノイ
- 2015年
- 3月14-18日 第3回国連防災世界会議／仙台

3. 国会および中央省庁に向けての行動ほか対外活動

障害者政策に関する学習会やシンポジウムなどを開催し、JD 正会員団体の相互理解促進と意識向上を図り運動を強化していく。それと同時に、JDF をはじめとする JD の枠を越えた団体との交流についてタイムリーな企画を実施していく。

また、JD でまとめた政策提言を、企画委員会と政策委員会が連携して政府や各政党に提出・提案するとともに、国との懇談などの場を設定し、政策の実現を図る。

(1) 国会および政党、省庁等に向けた活動

障害者権利条約元年となった本年、当事者主体の政策実現に向けて、さまざまな面から働きかけていく。必要に応じて、企画委員会の主導によりタイムリーな企画を実施していく。

(2) 講座・学習会・シンポジウム等の開催

障害分野とのつながりを意識して、状況に即した興味・関心の高いもの、新しい切り口のテーマを設定し、多数の参加が得られるものを企画する。

(3) JD 役員はじめ JD 内外の協力者による講師派遣事業を実施する。

(4) 政策会議の企画

5月31日の政策会議を企画・実施する。

(5) JDF 等との協同・連携

JDF の各委員会に引き続き積極的に参画して連携を深め、JDF の活性化に寄与するとともに、障害種別や分野、考え方の違いを越えて団体が一丸となった JD 本来の運動を積極的につくっていく。

4. 広報活動

広報委員会による編集体制のもと、「すべての人の社会」の定期発行を基礎とし、内容の充実と魅力ある紙面づくりを追求する。特に、以下の点に重点を置く。

- (1) 政策委員会や企画委員会等による講座や学習会と「すべての人の社会」を連動させ、JDの広報誌としての役割を増進し、さらなる内容充実と刷新を図る。また、チラシ等の紙媒体、口コミ、ウェブ等、あらゆる方法により読者増員を図る。
- (2) 障害関連団体をはじめ、常に社会保障分野の諸団体や関係者の購読者層を広げることを意識し、「すべての人の社会」の普及を図る。
- (3) 障害問題啓発のための冊子としてJDブックレットの編集を行い、他の冊子・リーフレット類と合わせて普及し、広報活動の活性化を図る。

5. 情報通信活動

権利条約批准国として、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティ保障の実現に向けた活動を引き続き行う。同時に、情勢を切り拓く障害者運動の情報通信活動の活性化に取り組む。

- (1) 権利条約実現にむけた情報の共有化を図る。JDが構成団体となっている「めざす会」などでの情報通信活動を担う。
- (2) ICT（情報通信技術）施策の充実を図る。関係省庁や機関、障害者放送協議会、電気通信アクセス協議会などと協力しながら、施策充実に向けての取り組みをすすめる。
- (3) JDのホームページを、アクセシブルで、よりわかりやすく、使いやすいものとする。また、正会員団体のホームページのアクセシビリティ向上はじめICT活用のための相談活動を図る。

6. 社会啓発活動

障害分野の現状と課題を一般市民に周知し、障害の理解を広げ啓発する一環として、JDやJDF等で発行している情報誌、冊子、DVD、パンフレットおよび関連グッズ等をチラシやホームページなどを活用して普及する。

7. その他の関連事業

- (1) 障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会（めざす会）の取り組み
基本合意文書を、骨格提言、差別禁止部会意見と同等の重要政策文書と位置づけ、訴訟団との連携を引き続き強めていく。JDは引き続きめざす会の活動に積極的に取り組み、事務局を担っていく。
- (2) 社会支援雇用研究会
 - ①障害者の働く権利を確立するための社会支援雇用制度創設に向けての提言をまとめる。
 - ②障害のある人の労働・雇用国際セミナーをワーカビリティ・インタナショナル・ジャパン(WIJ)と共催する。

日時 2014年4月8日(火) 午後1時～5時
場所 参議院議員会館講堂

テーマ 英米豪日のリーダーによる最新動向

③福祉的就労における低工賃の実態調査（三菱財団助成事業）

福祉的就労の現状を改善するための新たな方策を、アンケートおよびヒアリングによる解析を通して提案し、まとめる。

8. 法人格に適合する整備および組織・財政の強化

NPO 法人設立後2事業年度を経過する本年度は、認定 NPO 法人申請が可能となる初年度である。公益性が大きく社会的信用度の高い認定 NPO 法人の要件整備を確認し、申請を行う。

また、実務の基盤となる総務委員会の増員・強化と、実行力を伴った委員会体制と運営を図る。

(1) 会員の拡大

組織強化と運動の活性化を図る上から、正会員の拡大と、声を上げにくい比較的小規模な団体の運動の支援を常に念頭に置き同等に考える。

賛助会員の拡大は事業活動の基となる財政基盤の強化となるものである。あらゆる機会を捉えて JD についての広報と理解を深める活動を継続する。

(2) 寄付の募集

認定 NPO 法人申請要件のみならず、財政強化のため、恒常的に寄付を募集する。

(3) 理事会・専門委員会の活性化

理事会を毎月開催しながら、総会議決事項や情勢に対応した活動を確実に執行する。また、法人に伴う新たな課題が生じた際には速やかに取り組む。

専門委員会（①政策、②国際、③企画、④広報、⑤情報通信、⑥総務）においても、課題の検討や障害者の多様なニーズに対応する重点課題の具体化に取り組む。

(4) 事務局の整備等

事務局体制の強化は継続的な課題である。待遇を含む労働条件の改善はじめ、円滑な事務局運営が図られるよう、環境整備を検討する。